

美術品補償制度

展覧会のために借り受けた美術品損害の政府による補償



美術品補償制度

展覧会のために借り受けた美術品損害の政府による補償

趣旨・目的

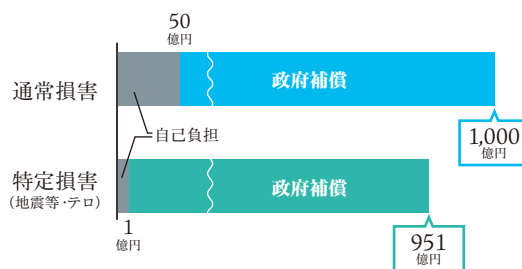
- ◎この制度は、我が国で開催される公益的な展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その損害を政府が補償することにより、展覧会の開催を支援し、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。
- ◎展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、次の効果が期待されます。
 - ・広く全国での多様で優れた展覧会の安定的・継続的開催
 - ・海外の美術品を紹介することによる国際文化交流の推進
 - ・審査を通じた美術館等の展覧会の企画・運営能力の向上等
- ◎この制度の適用に当たっては、「展覧会の文化的意義・開催による国民的利益」や「美術品の安全確保」が重要です。特に、主催者は、従来以上に事故防止のための注意を払わなければなりません。

補償内容

オール・リスク All Risks	地震等・テロによる損害を含む全ての偶然の事故により生じた物理的損害を補償
ウォール・トゥ・ウォール Wall-to-Wall	壁から外したときから、壁に掛け戻すまで補償
請求権不行使 Non-exercise of the Right of Claim	主催者、所有者、輸送業者に対し請求権を行使しない ※これらの者による故意又は重大な過失により損害が生じた場合を除く。

- ・政府に対する保険料・申請料等は不要
- ・通常損害の場合、**1,000億円まで補償**（うち自己負担50億円）
- ・特定損害（地震等・テロ）の場合、**951億円まで補償**（うち自己負担1億円）

万が一の事故発生時には、この制度による補償金と民間美術保険の保険金により、損害の全てをカバーすることになります。



対象となる展覧会の要件

◎展示施設

・展覧会が次のいずれかの施設で開催されることが必要です。

博物館法に規定する
「登録博物館」
「博物館相当施設」

独立行政法人国立美術館が設置する美術館

- ・東京国立近代美術館
- ・京都国立近代美術館
- ・国立西洋美術館
- ・国立国際美術館
- ・国立新美術館

独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館

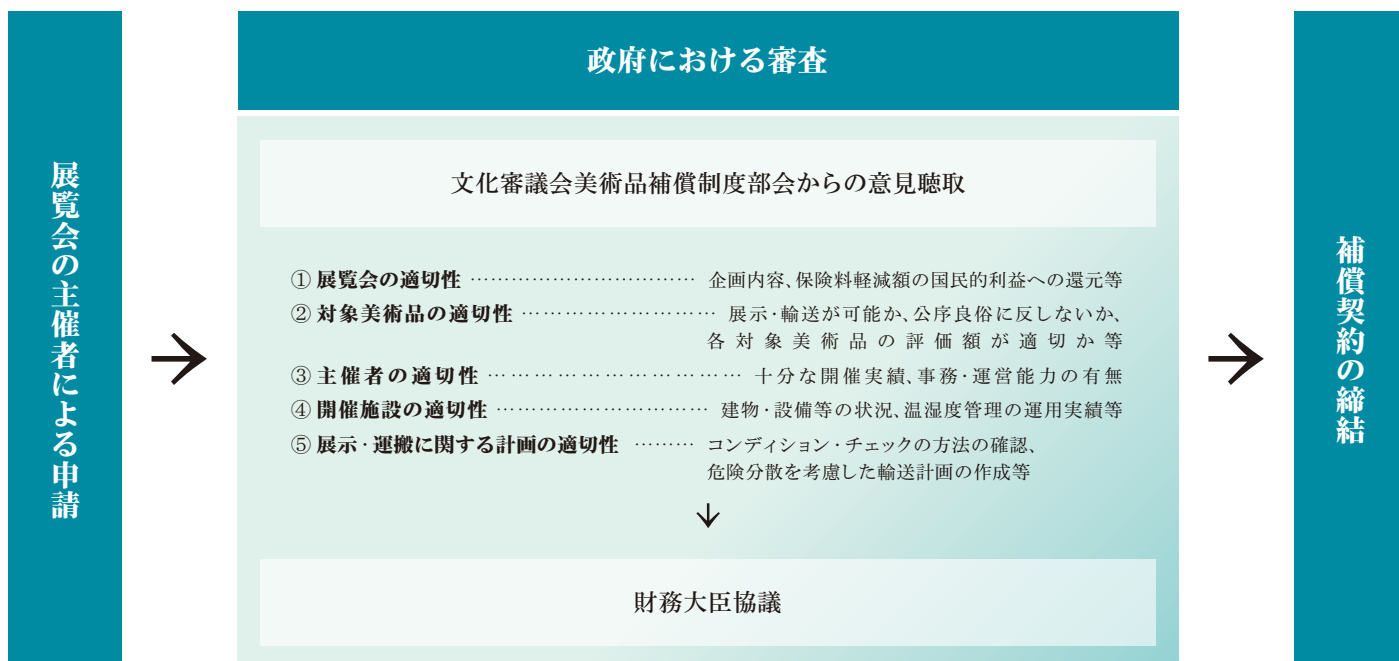
- ・東京国立博物館
- ・京都国立博物館
- ・奈良国立博物館
- ・九州国立博物館

◎そのほか次の①～⑥の要件を全て満たす展覧会であることが必要です。

- ① 不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供すること
- ② 開催を予定する期間が21日以上であること
- ③ 対象美術品の約定評価額(補償契約で定める価額)総額が50億円を超えていること
- ④ 展示を予定する美術品のうち、主要なものを海外から借り受けること
- ⑤ 利益の分配、物品の販売、その他営利を主たる目的としていないこと
- ⑥ 利益が発生した場合は、文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てること

◎この制度の活用による国民的利益の増進を図る観点から、展覧会の実施や展示作品の充実に加えて、全会場において小中高校生の入場料無料化、教育普及活動等の具体的な取組を行うことが求められます。

補償契約締結までの流れ





〈担当〉

文化庁 文化財部美術学芸課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

Tel. 03-5253-4111(内線3168)

撮影協力：国立新美術館、国立西洋美術館

撮影：momoko japan デザイン：kyo.designworks 印刷：ヤマノ印刷

新 THE NATIONAL ART CENTER TOKYO


The National Museum of Western Art

美術品補償制度